

役員及び評議員報酬規程

令和2年12月1日施行

社会福祉法人 陽成会

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 陽成会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 理事会及び評議員会が同時並催による出席のときは、前項の報酬及び実費弁償費は重複して支弁はしない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表2による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表2による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 前2項による交通の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の報酬)

第5条 法人の施設運営のために、継続して法人の業務執行に当たる理事長には、別表3による報酬及び費用弁償を払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が施設の運営状況の指導又は監査業務を行った場合は、別表3による報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表4による報酬及び宿泊費を支給することができる。

2 交通費は、実費を支給する。

3 業務遂行に伴う必要な経費は、原則として実費を支給する。

4 交通費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別表1(第3条:出席報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等(1回)	3000円	2000円
評議員会出席報酬等(1回)	3000円	2000円

別表2(第4条:委託業務報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等(1回)	今治1300円、県内2500円、県外3500円	実費

別表3(第5条:理事長等報酬、第6条監事の報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事長等業務報酬(1回)	8000円	2000円
監事業務報酬(1回)	8000円	2000円

別表4(第7条:出張旅費)

役員及び評議員	報酬	宿泊料(1泊につき)
実費	3000円	県内10000円、県外12000円